

## 別紙 1

### アマチュア無線による災害時応援協定（例）

一般社団法人日本アマチュア無線連盟〇〇支部（以下「JARL〇〇支部」という。）、と〇〇県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災防法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し次のとおり協定する。

JARL〇〇支部

支部長

〇〇県（または市など）

#### （目的）

第 1 条 この協定は、県内およびその周辺で大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、JARL〇〇支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達（非常通信）を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

#### （性格）

第 2 条 アマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

#### （構成員）

第 3 条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL〇〇支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL〇〇支部は、毎年 1 回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

#### （災害）

第 4 条 この協定において「災害」とは、災防法第 2 条第 1 項第 1 号に定めるものとする。

#### （要請）

第 5 条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、JARL〇〇

○支部および構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 JARL〇〇支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができる。

(連絡系統)

第7条 JARL〇〇支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 JARL〇〇支部および県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL〇〇支部と県は協議のうえ決定する。

附則

この協定は平成 x x 年 x x 月 x x 日から実施する。

JARL〇〇支部と県は、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。